

# 兵庫県公報

平成24年2月7日 火曜日 第2360号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部改正（税務課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	16
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	16
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	16
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成24年近畿地方整備局告示第6号）（道路街路課）	17
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（阪神南県民局）	17
○ 海岸法に基づき指定物件の搬入及び放置を禁止する区域及び当該物件の指定（同）	18
<b>公 告</b>	
○ 平成24年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	18
<b>企業庁公告</b>	
○ 入札公告	20
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告（県立尼崎病院）	24
○ 同 上（県立淡路病院）	26
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（県立こども病院）	31
○ 同 上（県立がんセンター）	33
○ 同 上（県立粒子線医療センター）	36
<b>教育委員会規則</b>	
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則	38
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則	38
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	39

公布された法令のあらまし

●教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則（教育委員会規則第2号）

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち、扶養手当及び通勤手当に係る改正規定の適用期日を平成24年4月1日とすることとした。

●教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、扶養手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、市町が処理する事務を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第130号

昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部を次のように改正する。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「兵庫県税証紙条例」を「兵庫県税証紙徴収条例」に改め、「同条例第5条の規定により、狩猟税証紙の売りさばき機関を定め」を削る。

1 自動車税等証紙印取扱者の名称等の表中「1 自動車税等証紙印取扱者の名称等」を「自動車税等証紙印取扱者の名称等」に改め、

社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部 神戸市東灘区魚崎浜町33	兵庫県自動車会館内 社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323

を

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 東京都港区芝大門1丁目1番30号	兵庫県自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 兵庫県支部	姫路市飾磨区中島福路町3323

に改める。

2 狩猟税証紙売りさばき機関の表を削る。



兵庫県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 池 正	加古川市上荘町小野413番地の3
同	前 川 孝之	同 市上荘町小野891番地
同	高 見 良三	同 市上荘町薬栗381番地
同	田 中 豊樹	同 市上荘町薬栗346番地
同	吉 岡 利昭	同 市上荘町都染431番地
同	稲 岡 進	同 市上荘町都染634番地の5
同	岸 本 利明	同 市上荘町見土呂517番地
同	大 西 繁樹	同 市上荘町見土呂399番地
同	原 戸 秀夫	同 市上荘町井ノ口559番地の1
同	稲 田 豊	同 市上荘町井ノ口428番地の2
同	内 田 恒雄	同 市上荘町井ノ口105番地の1
同	稲 岡 繁夫	同 市上荘町白沢148番地
監 事	杉 田 道明	同 市上荘町国包863番地
同	原 戸 政喜	同 市上荘町井ノ口710番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 孝之	加古川市上荘町小野891番地
同	稲 岡 義則	同 市上荘町小野294番地
同	岸 本 磐三	同 市上荘町薬栗365番地
同	井 上 保則	同 市上荘町薬栗389番地
同	荻 内 晴彦	同 市上荘町都染443番地の1
同	荻 内 正勝	同 市上荘町都染566番地
同	小 堀 洋	同 市上荘町見土呂348番地
同	大 西 政義	同 市上荘町見土呂253番地の1
同	藤 野 一吉	同 市上荘町井ノ口569番地
同	杉 田 英雄	同 市上荘町国包854番地
同	稲 田 豊	同 市上荘町井ノ口428番地の2
同	内 田 恒雄	同 市上荘町井ノ口105番地の1
同	栗 林 憲明	同 市上荘町白沢22番地
監 事	杉 田 道明	同 市上荘町国包863番地
同	原 戸 政喜	同 市上荘町井ノ口710番地の1



兵庫県告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、次の土地改良区から換地処分を行った旨の届出があった。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名 称	地 区 名
山東町土地改良区	磯部金浦地区



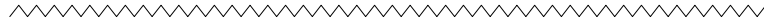
兵庫県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神野中部土地改良区	平成24年 1月25日



**兵庫県告示第134号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
相生市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年 6月から平成23年10月まで
- (3) 成果の名称  
相生市（矢野町榊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
相生市矢野町榊の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 1月19日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
三田市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年11月から平成23年 3月まで
- (3) 成果の名称  
三田市（大字三輪二丁目の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
三田市大字三輪二丁目の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 1月19日



**兵庫県告示第135号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町柴字ヒジ283・285（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、284、286から290まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第136号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市長野字坂ノ谷409、410の1、410の2、411から414まで、416の1、416の2、417、418、419の1、419の2、420から425まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂ノ谷409・424・425（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第137号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市柏原町南多田字小岩尾2110から2124まで、2125の1、2125の2、2126から2132まで、2135
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小岩尾2110・2112・2116から2118まで・2130・2135（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第138号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町坊岡字ワナミ1052の1から1052の3まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第139号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区間室字石谷327、327の4、327の5、字佛谷401の1、字虫谷418の1、418の2、字ミノ谷425、426
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区小原字鎌足1054、1054の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町香住区中野字アセビ山496の2から496の4まで、496の6、496の7、496の9、496の11、496の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町香住区中野字アセビ山496の1、496の5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区八原字大鹿谷53の2、53の5、53の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字上中1597・1600（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1598、1600の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第145号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字作ボウキ629の1から629の7まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第146号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町居組字道奥1352の2、1352の9、字大鷲1395の2、字マハン谷1406の2、1406の3
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第147号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町歌長字向山608、609、611から622まで、622の1、623から625まで、625の1、625の2、625の4から625の7まで、625の15、625の17、625の20、669、669の1、671、682の1から682の26まで、682の28から682の32まで、字ジャヤマメ700の3、700の6、700の15から700の21まで、700の23から700の34まで、701、704から707まで、707の1、711から715まで、湯字大城1684の1、1684の77
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇向山608、609、611、625、625の1、625の5から625の7まで、625の15、625の17、669、669の1、671、682の1から682の10まで、682の12から682の14まで、682の17から682の23まで、682の25、682の26、682の28から682の32まで、宇ジヤマメ700の6、700の19から700の21まで、700の23から700の26まで、700の32から700の34まで、701、704から706まで、711から715まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第148号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町歌長宇向山608、609、611から622まで、622の1、623から625まで、625の1、625の2、625の4から625の7まで、625の15、625の17、625の20、669、669の1、671、682の1から682の26まで、682の28から682の32まで、宇ジヤマメ700の3、700の6、700の15から700の21まで、700の23から700の34まで、701、704から707まで、707の1、711から715まで、湯字大城1684の1、1684の77

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇向山608、609、611、625、625の1、625の5から625の7まで、625の15、625の17、669、669の1、671、682の1から682の10まで、682の12から682の14まで、682の17から682の23まで、682の25、682の26、682の28から682の32まで、宇ジヤマメ700の6、700の19から700の21まで、700の23から700の26まで、700の32から700の34まで、701、704から706まで、711から715まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第149号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋紡績株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900  
工場長 小 黒 清 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋紡績株式会社高砂工場  
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設 (No. 1) -製品 1	46号イ 水洗施設 (No. 1) -製品 2			
能 力	容量5 m <sup>3</sup>	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	12時間	4時間			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	4～7	3～7	4～7	3～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000	100,000	10,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	2.05	2.67	0.04	0.05	

備考 既設特定施設 (71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設) の使用方法の変更により、新たに46号のイ 水洗施設及び71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設に該当するもの。このほか、46号のイ 水洗施設11基、46号ロ ろ過施設3基、46号ニ 廃ガス洗浄施設15基、71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設5基及び71号の6 ジクロロメタンの蒸留施設3基を設置する。

新たに発生する汚水等は、廃棄物焼却炉で処理又は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 3		46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 4		46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 5		46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 6	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
15時間		同 左		4時間		13時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
4~7	3~7	4~7	3~7	6~8	5~9	1~5	0~6
-	-	-	-	-	-	-	-
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
10,000	10,000	10,000	10,000	-	-	10,000	10,000
30,000	30,000	-	-	-	-	-	-
1.04	1.35	0.83	1.08	0.67	0.87	0.88	0.88

46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 7		71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) - 製品 1		71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) - 製品 2		71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) - 製品 3	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
18時間		24時間		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
12~14	11~14	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	5,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
10,000	10,000	950,000	1,000,000	950,000	1,000,000	950,000	1,000,000
-	-	-	-	-	-	-	-
2.07	2.07	0.51	0.51	1.5	1.5	0.51	0.51

71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品4		71号の5 ジクロロメタンによる洗浄施設 (No. 1) (46号イ 水洗施設 (No. 1)) -製品5	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
950,000	1,000,000	950,000	1,000,000
-	-	-	-
0.31	0.31	0.31	0.31

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 2月 7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第150号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成24年 1月23日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 株式会社北山産業

主たる営業所の所在地 丹波市春日町国領736番地の2

代 表 者 の 氏 名 北 山 幹 男

許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-19）第752091号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

株式会社北山産業の代表取締役は、平成21年10月29日に神戸地方裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反並びに消防法違反により、懲役2年6月、執行猶予3年の判決を受け、平成21年11月13日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



**兵庫県告示第151号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点設置）

2 作業期間

平成24年 2月 1日から同年 5月31日まで

3 作業地域

神戸市長田区腕塚町



**兵庫県告示第152号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量）

2 作業期間

平成23年 6月27日から同年12月20日まで



3 作業地域

西宮市丸橋町及び甲風園 2 丁目



兵庫県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の認可の告示（平成24年近畿地方整備局告示第6号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 2月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

兵庫県

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 4. 12号龍野線及び3. 4. 112号宮田線

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

4 事業施行期間

平成24年 1月18日から平成30年 3月31日まで

5 事業地

(1) 収用地の部分

揖保郡太子町糸井字前田、字柿ヶ坪及び鍛冶田地内

姫路市網干区高田字中筋、字村西、字地藏寺、字安田、字前田及び字向イ並びに和久字下前田及び字下丁田地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第154号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年 2月 7日

河川管理者

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 行うべき措置の内容

一級河川淀川水系旧猪名川の河川区域内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 河川管理者の監督処分

1 に掲げる措置を命ずべき者が、平成24年 3月 6日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第 6 条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和 8 年法律第11号）第 9 条第 1 項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

船舶番号又は船舶検査済票の番号	235-8933（係留施設有）
-----------------	-----------------

別表 2 別表 1 以外の船舶

所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色	係留施設
尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内 (水面上)	せいえい	モーターボート	6.1	2.1	白	白・青	有
尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内 (水面上)	G I N G A	クルーザーヨット	4.5	2.3	白	白・ベージュ	有

別表3 係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	L型管（鋼製）1本
2	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	L型管（鋼製）1本、木杭1本
3	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	杭（鋼製）1本、ロープ1本
4	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	単管（鋼製）2本、ロープ4本
5	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	フロート（木製及び発泡スチロール製）1台
6	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	金具（アルミ製）8本
7	尼崎市戸ノ内字猪名川向側地内（護岸上）	単管（鋼製）5本、梯子（鋼製）1本、タイヤ10本
8	尼崎市戸ノ内町3丁目24番14地先（護岸上）	梯子（アルミ製）1本、杭（木製）4本
9	尼崎市戸ノ内町4丁目6番1地先（護岸上）	杭（木製）1本
10	尼崎市戸ノ内町3丁目5番26地先（護岸上）	梯子（アルミ製）1本、梯子（鋼製）1本、単管（鋼製）1本
11	尼崎市戸ノ内町3丁目5番43地先（護岸上）	単管（鋼製）6本、梯子（鋼製）1本、タイヤ14本
12	尼崎市戸ノ内町3丁目5番43地先（護岸上）	単管（鋼製）5本、梯子（鋼製）1本
13	尼崎市戸ノ内町3丁目4番28地先（護岸上）	ロープ1本
14	尼崎市戸ノ内町1丁目3番30地先（護岸上）	ロープ3本
15	尼崎市戸ノ内町1丁目3番30地先（護岸上）	L型管（鋼製）2本



**兵庫県告示第155号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項各号列記以外の部分の規定に基づき大阪湾沿岸のうち尼崎西宮芦屋港海岸東堀運河地区海岸に係る保全上特に必要があると認める区域を、同項第3号の規定に基づき同区域内において、みだりに入れ、又は放置することを禁ずる物件を次のとおり指定し、平成24年2月17日から施行する。

平成24年2月7日

尼崎西宮芦屋港海岸海岸管理者  
 阪神南県民局長 藤田 隆 司

1 指定区域

昭和32年兵庫県告示第643号で指定した海岸保全区域のうち、次の各点を順次結んだ線で囲まれた区域  
 イ点 尼崎市大高洲町3番15地先（兵庫県道57号線 東高洲橋）  
 ロ点 同 市東高洲町2番地先（兵庫県道57号線 東高洲橋）  
 ハ点 同 市東高洲町2番地先（東堀運河と旧左門殿川の合流点）  
 ニ点 同 市大高洲町4番11地先（東堀運河と旧左門殿川の合流点）

（関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び阪神南県民局尼崎港管理事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

2 指定物件

船舶、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で規定する自動車、木材、漁具、コンクリート塊、船台、仮設工作物

公 告

平成24年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成24年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成24年2月7日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 趣旨

平成24年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

## 2 企画提案コンペの概要

### (1) 名称

平成24年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

### (2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

### (3) 主催者及び事務局

#### ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

#### イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,462千部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号170千部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じても、契約金額の増額を伴うことなく、直ちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、広報課が了解するまで何度でも（募集要項の別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるよう電子データで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに紙面を指定する電子ファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、広報課の指示に柔軟に対応できること。

## 4 応募手続

### (1) 募集要項の配布及び応募受付

#### ア 配布及び受付期間

平成24年2月7日（火）から同月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時（2月24日（金）は午後2時）まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 配布方法

募集要項は事務局において配布する。

#### ウ 受付方法

事務局に持参すること。

### (2) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

#### ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）。

#### イ 質疑受付期間

平成24年2月7日（火）から同月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 回答

平成24年2月17日（金）までに質疑者へ郵送により回答する。

## 6 応募図書等

## (1) 応募図書

- ア 応募申込書（募集要項の様式2）
- イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社全てのもの。）
- ウ スタッフ略歴
- エ 企画作品兼刷見本（11部）
- オ 企画説明書（11部。A4縦）
- カ 制作費見積書及び広告料納入見積書
- キ 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成24年6月号）  
その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

## (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

## (3) 応募図書の提出後の取扱い

- ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。
- イ 応募図書は、返却しない。

## 7 応募に要する費用

応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

## 8 当選者の決定及び発表の方法

## (1) 審査及び選考方法

- ア 応募時に書面の形式審査を行い、不備のあるものは受け付けない。  
なお、応募者は提出に先立ち、応募図書を持参し形式についての事前審査を受けることができる。
- イ 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。  
なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。
- ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

## (2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

## 9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成24年度「県民だよりひょうご」通常号の編集、印刷、配布、広告掲載業務及び増刷号の編集、印刷、広告掲載業務を委託する。

## 10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。

## 企 業 庁 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年2月7日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

## (2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,647,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,293,000キログラム
ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T）	459,000キログラム
エ 粉末活性炭（50%WE T）	100,000キログラム
オ 液体苛性ソーダ	378,000キログラム

## (3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

## (4) 納入期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

各納入場所からの指示により随時納入すること。

## (5) 納入場所

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所）

神出浄水場（神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所）

中西条浄水場（加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所）

三田浄水場（三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所）

船津浄水場（姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所）

市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所）

## (6) その他

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

## 3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成24年2月7日（火）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 西川

電話（078）341-7711 内線 5438

## 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成24年2月8日（水）から同月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記3(2)に同じ。

## 5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム

平成24年3月23日（金）午後1時30分

イ ポリ塩化アルミニウム

平成24年3月23日（金）午後2時

ウ	ドライ粉末活性炭（5%WE T）	平成24年3月23日（金）午後2時30分
エ	粉末活性炭（50%WE T）	平成24年3月23日（金）午後3時
オ	液体苛性ソーダ	平成24年3月23日（金）午後3時30分

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館5階 会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年3月22日（木）午後5時までに、上記3(2)の場所に必着のこと。

## (4) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年3月22日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (5) 契約保証金

契約金額（落札価格に1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成24年2月21日（火）午後5時までに提出すること。

## (イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

## (ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

上記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛ての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問合せ先

上記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Taisuke Okada, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a. 1,647,000kg of sodium hypochlorite

b. 5,293,000kg of polyaluminum chloride

c. 459,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)

d. 100,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)

e. 378,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment

(3) Delivery period: From April 1, 2012 to March 31, 2013

(4) Delivery places:

Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)

Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)

Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)

Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)

Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)

Ichikawa Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 21, 2012

- (6) Deadline for tender: The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)
- 13:30 March 23, 2012
  - 14:00 March 23, 2012
  - 14:30 March 23, 2012
  - 15:00 March 23, 2012
  - 15:30 March 23, 2012
- Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 22, 2012
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Management Bureau, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5438

### 病院局公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年2月7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

#### 1 調達内容

- 調達件名及び数量  
県立尼崎病院施設清掃業務 一式
- 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- 履行期間  
平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで
- 履行場所  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1
- 入札方法  
上記(1)について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。



## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-0828 県立尼崎病院総務部経理課  
尼崎市東大物町1-1-1  
電話 (06) 6482-1521

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年2月7日(火)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年3月2日(金)午前11時 県立尼崎病院 第1会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年3月1日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成24年2月29日(水)午後4時までに提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年4月1日(日))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(f) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period: From April 1, 2012 through March 31, 2013

(4) Location:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 February 15, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 March 1, 2012 by mail

11:00 March 2, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

1-1-1 Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828

TEL (06)6482-1521



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 2月 7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立淡路病院施設の清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年 4月 1日（日）から平成25年 3月31日（日）まで

(4) 履行場所

県立淡路病院 洲本市下加茂 1—6—6

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒656-0013 県立淡路病院総務部経理課  
洲本市下加茂1-6-6  
電話（0799）22-1200

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年2月7日（火）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年3月2日（金）午後2時 県立淡路病院 3階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年3月1日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成24年2月29日（水）午後4時までに提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo prefectural Awaji Hospital buildings cleaning service 1 set

(3) Contact fulfillment period: From April 1, 2012 through March 31, 2013

(4) Location: Hyogo prefectural Awaji Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 February 15, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 March 1, 2012 by mail

14:00 March 2, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo prefectural Awaji Hospital

1-6-6 Shimokamo, Sumoto, Hyogo 656-0013  
TEL(0799)22-1200



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 2月 7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成25年 3月 29日 (金)

(4) 履行場所

県立淡路病院新病院 洲本市塩屋一丁目

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができることを認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒660-0013 洲本市下加茂1-6-6  
県立淡路病院総務部経理課  
電話 (0799) 22-1200

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間及び4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成24年 2月 7日 (火) から同月 21日 (火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前 9時から午後 4時まで (正午から午後 1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成24年 2月 7日 (火) から同月 21日 (火) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前 9時から午後 4時まで (正午から午後 1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成24年 3月 21日 (水) 午後 2時 県立淡路病院 3階会議室

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年3月19日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年3月16日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成24年2月21日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年3月28日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団ではないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成

14年兵庫県病院局管理規程第17号) 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Magnetic Resonance Imaging 1 set

(3) Delivery period: March 29, 2013

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(5) Deadline for submission of tender application forms:

16:00 February 21, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 March 19, 2012 by mail

14:00 March 21, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital

1-6-6 Shimokamo, Sumoto, Hyogo 656-0013

TEL (0799)22-1200



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 2月 7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立こども病院施設の清掃業務等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

平成24年 4月 1日 (日) から平成25年 3月31日 (日) まで

(4) 履行場所

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台 1-1-1

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該

調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0081 県立こども病院総務部経理課  
神戸市須磨区高倉台1-1-1  
電話 (078) 732-6961

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成24年2月7日（火）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成24年3月2日（金）午後1時30分 県立こども病院 研修室A・B

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年3月1日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成24年2月29日（水）午後4時までに提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札



書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Maruo, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period: From April 1, 2012 through March 31, 2013

(4) Location: Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 February 15, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 March 1, 2012 by mail

13:30 March 2, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

1-1-1 Takakura-dai, Suma-Ku, Kobe, Hyogo 654-0081

TEL(078)732-6961



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年2月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西村 隆一郎

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立がんセンター施設の清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成24年4月1日（日）から平成25年3月31日（日）まで

## (4) 履行場所

県立がんセンター 明石市北王子町13—70

## (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。

(7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-8558 県立がんセンター総務部経理課

明石市北王子町13—70

電話（078）929—1151

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年2月7日（火）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年3月2日（金）午前10時30分 県立がんセンター 別館2階病理カンファレンス室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成24年3月1日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成24年2月29日（水）午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を入札説明書で定める方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証

書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年4月1日（日））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nishimura, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Cancer Center buildings cleaning service 1 set

(3) Contact fulfillment period: From April 1, 2012 through March 31, 2013

(4) Location:

Hyogo Cancer Center buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 February 15, 2012

- (6) Deadline for tender:  
17:00 march 1, 2012 by mail  
10:30 march 2, 2012 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Cancer Center  
13-70 Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558  
TEL (078)929-1151



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成24年2月7日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立粒子線医療センター院長 村上昌雄

**1 調達内容**

- (1) 購入物品及び数量  
コンピュータ断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成24年3月30日（金）
- (4) 納入場所  
県立粒子線医療センター たつの市新宮町光都1-2-1
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

**3 入札書の提出場所等**

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒679-5165 たつの市新宮町光都1-2-1  
県立粒子線医療センター事務部総務課  
電話（0791）58-1315
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成24年2月7日（火）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 入札参加申込書の受付期間

平成24年2月7日（火）から同月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (4) 入札・開札の日時及び場所

平成24年2月27日（月）午前11時 県立粒子線医療センター 2階会議室

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札については、平成24年2月24日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年2月23日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成24年2月15日（水）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年3月5日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成
  - (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Dr. Murakami, Director of Hyogo Ion Beam Medical center
  - (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Computed tomography 1 set
  - (3) Delivery period: March 30, 2012
  - (4) Delivery place:  
Hyogo Ion Beam Medical center
  - (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 February 15, 2012
  - (6) Deadline for tender:  
17:00 February 24, 2012 by mail  
11:00 February 27, 2012 by direct delivery
  - (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Ion Beam Medical center  
1-2-1 Kouto, Shingu-cho, Tatsuno, Hyogo 679-5165  
TEL (0791)58-1315

教 育 委 員 会 規 則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 2月 7日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 2 号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第22号）附則第 1 項に規定する教育委員会規則で定める日は、平成24年 4月 1日とする。



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月 7日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第 3 号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定め

る規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則の表1の項事務の欄中2から4までを3から5までとし、1中「公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下この項において「教育職員規則」という。）」を「教育職員規則」に、「市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号。以下この項において「事務職員規則」という。）」を「事務職員規則」に、「職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下この項において「職員規則」という。）」を「職員規則」に改め、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号。以下この項において「教育職員規則」という。）第21条第2項若しくは第3項又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号。以下この項において「事務職員規則」という。）第2条において準用する職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号。以下この項において「職員規則」という。）第22条第2項若しくは第3項の規定による扶養親族の認定に関する事務  
本則の表1の項事務の欄中5の次に次のように加える。
- 6 教育職員規則第23条又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第24条の規定による通勤届の受理に関する事務
- 7 教育職員規則第24条又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第25条の規定による通勤手当の額の決定又は改定に関する事務
- 8 教育職員規則第25条又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第26条の規定による通勤することが著しく困難であることの認定に関する事務
- 9 教育職員規則第31条又は事務職員規則第2条において準用する職員規則第32条の規定による通勤手当の支給に係る確認に関する事務

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

### 兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年2月7日

兵庫県教育長 大 西 孝

### 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。  
第3条第15号中キを削り、クをキとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。